

学科教本訂正表

法令の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容			
P.24	「●青色の灯火」の❶「歩行者は」を「歩行者と遠隔操作型小型車は」に訂正してください。		
P.25	「●黄色の灯火」「●赤色の灯火」の❶「歩行者は」をそれぞれ「歩行者と遠隔操作型小型車は」に訂正してください。		
P.26	「●赤色の灯火の点滅」の❶「歩行者は」を「歩行者と遠隔操作型小型車は」に訂正してください。		
	「〈1〉人の形の記号がある信号」の1行目「歩行者と、」の後につぎの内容を挿入してください。 遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車、		
P.27	「●青色の灯火」「●青色の灯火の点滅」「●赤色の灯火」の❶「歩行者は」をそれぞれ「歩行者と遠隔操作型小型車は」に訂正してください。		
P.35	「1.通行止め」の説明をつぎのとおり訂正してください。 歩行者・遠隔操作型小型車・車・路面電車のすべてが通行できません。		
P.37	「31.自転車専用」の説明❷をつぎのとおり訂正してください。 普通自転車以外の車・歩行者・遠隔操作型小型車は通行してはいけません。		
	「32.自転車及び歩行者専用」を「32.自転車及び歩行者等専用」に訂正してください。		
	「33.歩行者専用」を「33.歩行者等専用」に訂正してください。		
P.38	「58.歩行者通行止め」を「58.歩行者等通行止め」に訂正し、説明をつぎのとおり訂正してください。 歩行者と遠隔操作型小型車は通行してはいけません。		
	「59.歩行者横断禁止」を「59.歩行者等横断禁止」に訂正し、説明をつぎのとおり訂正してください。 歩行者と遠隔操作型小型車は横断してはいけません。		
P.44	車の略称と種類を示す表につぎの内容を追加してください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>遠隔小型</td> <td>遠隔操作型小型車</td> </tr> </table>	遠隔小型	遠隔操作型小型車
遠隔小型	遠隔操作型小型車		
P.48	「2.斜め横断可」の説明をつぎのとおり訂正してください。 歩行者と遠隔操作型小型車は交差点で斜めに横断できます（スクランブル交差点）。		
P.54	「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に訂正してください。		
P.59	「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に訂正し、「通行止め」の説明をつぎのとおり訂正してください。 歩行者・遠隔操作型小型車・車・路面電車のすべてが通行できない。		
P.60	「歩行者専用の標識」を「歩行者等専用の標識」に訂正してください。		
P.226	「❾災害対策基本法による交通の規制が行われたとき」の6行目「このとき」の前につぎの一文を追加してください。 また、原子力災害対策特別措置法により、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間についても同じです。		